**平成２１年（フ）第３６４７号**
横浜市鶴見区上末吉５丁目21番14号
債務者　髙橋　保次
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　孝礼
4　破産債権の届出期間　平成22年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第７４３号**
岐阜県美濃市47番地６
債務者　中田縫製こと　中田　泰明
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　雅史
4　破産債権の届出期間　平成22年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第６４９号**
新潟県新潟市北区上大月571番地
債務者　坂井　　淳
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　陸介
4　破産債権の届出期間　平成22年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月19日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３９５号**
愛知県一宮市萩原町萩原字西ノ川2980番地１　プリミエールツイン102号
債務者　角木　順一
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　泉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第５９０号**
愛知県稲沢市井之口石塚町39番地２
債務者　川口モータースこと　川口　　修
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月16日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第３５４６号**
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート６棟407号
債務者　田宮　　靖
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　押田　美緒
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１１号**
仙台市宮城野区小田原弓ノ町17番地　ユニエターナ仙台小田原1107
債務者　戸村由貴子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺友宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第１８１８号**
京都市伏見区深草鈴塚町６番地１　鈴塚団地６棟14号
債務者　明石　克之
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉村　　匡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第２２１４号**
京都市伏見区納所北城堀23番地の４
債務者　里中　悦子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　嘉晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第２２６６号**
京都市右京区太秦下角田町12番地１　レスタージュ京都204号
債務者　松本　悦子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　苗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第２３０７号**
京都府宇治市伊勢田町中山15番地の38
債務者　伊藤　敏子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大杉　光子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第９７０号**
静岡市清水区平川地20番２号静鉄狐ヶ崎第３マンション118号、前住所静岡市清水区押切2140番地モデルノカーサＢ202
債務者　大橋　徹也
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　里見
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２１年（フ）第２９１号**
山形県天童市北久野本５丁目８番３号
債務者　清野　朱美
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３８６号**
山形市吉原１丁目12番21号
債務者　安孫子悦男
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４５４号**
山形市大字十文字52番地
債務者　高嶋　良和
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４５９号**
山形市桜田西１丁目２番20号　ＤＥＡＲさくら台220Ａ―101号
債務者　金子　　修
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
山形地方裁判所民事部